**公益財団法人日本障がい者スポーツ協会**

**障がい者スポーツ指導者協議会運営規程**

（趣 旨）

第1条　公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第53条に基づき、障がい者スポーツ指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）の運営に関する規則を定める。

（事 業）

第2条　この指導者協議会は、協会定款第53条第2項の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）障がい者スポーツ指導者（以下「指導者」という。）の指導技術向上の研修等に関すること。

（2）指導者相互の連携に関すること。

（3）指導者の活動の促進および指導体制の確立に関すること。

（4）協会と各都道府県・指定都市および指定都市を含む道府県（以下「県等」いう。） の指導者協議会との連絡調整に関すること。

（5）その他指導者協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

（構成員）

第3条 指導者協議会の構成員は、協会定款第53条第3項の規定に基づき、協会に登録された県等指導者協議会をもって構成員とする。

（登録）

第4条　前条に掲げる構成員となるときは、次の書類を添えて協会に登録申請しなければならない。

(1) 登録申請書

(2) 定款、寄付行為または規約

(3) 役員名簿

(4) 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体は、法人登記簿謄本

(5) 当該年度事業計画書及び収支予算書

(6) 前年度事業報告書及び収支決算書

(7) その他参考資料（団体の概要の分かるもの）、当協会が必要と判断した書類

（指導者協議会会議の招集及び開催）

第5条 指導者協議会会議は本協会会長が招集し、会議の進行は会長が指名した者がおこなう。

（指導者協議会会議の参加）

第6条 指導者協議会の構成員以外の者から指導者協議会会議の参加の申し出があり、会長が認めたときは、これを参加させることができる。

（経費）

第7条 指導者協議会会議の開催に要する経費は、原則本協会負担とする。ただし、必要に応じ構成員から徴収することができる。

2 指導者協議会会議の参加に要する経費は、構成員の負担とする。

（報告及び届出）

第8条 構成員としての継続を希望する指導者協議会は、毎年3月末日までに当該年度の事業計画書及び収支予算書並びに役員名簿を添えて本協会に提出しなければならない。

2 構成員は、毎年6月末日までに前年度の事業報告書及び収支決算書を本協会に提出しな

ければならない。

3 第４条にある登録申請書の内容及び定款、寄付行為または規約並びに役員名簿に変更が

あるときは、その旨を速やかに書面にて本協会に提出しなければならない。

（組 織）

第9条 指導者協議会の運営を円滑に行うため、次の組織を置く。なお、ブロック及び県等の区域の区分については、別表のとおりとする。

（1）運営委員会

（2）ブロック別指導者協議会（以下「ブロック協議会」という。）

（3）県等指導者協議会（以下「県協議会」という。）

（運営委員会）

第10条 運営委員会は、ブロック協議会及び県協議会との連携を図り、指導者協議会全般の運営に関する計画・立案・実行について審議する。

2 指導者協議会の事業推進のために事業部会を置くことができる。

（運営委員会の構成）

第11条 運営委員会は、ブロック協議会から選任された代表者、協会職員及び学識経験者によって構成する。

（運営員会役員及び役員の任期）

第12条 運営委員会に次の役員を置くが、担当協会職員は役員になることはできない。

（1）運営委員長 1 名

（2）運営副委員長 1 名

2 役員の任期は、1 期2 年とし再任は妨げないが、運営委員長の任期は最大4 期8 年とする。

（運営委員長・副委員長の選任および委嘱）

第13条 運営委員長の選任は、運営委員の互選により選任し、協会会長が委嘱する。

2 運営副委員長は、運営委員長が選任し、運営委員会の承認を得るものとする。

（運営委員会の開催等）

第14条 運営委員会は、協会会長が招集し、運営委員長が座長となり進行する。

2 運営委員会の開催は、年2 回とするが運営委員総数の3 分の2 以上から審議すべき事項およびその理由を記載した書面により請求があったときは、協会会長は臨時運営委員会を 開催しなければならない。

3 運営委員会の開催に関わる経費は、協会が負担する。

4 運営委員会の議事録は、運営委員長が内容を確認し署名捺印の上、県協議会へ報告する。

（ブロック協議会）

第15条 ブロック協議会は、各ブロックの指導者協議会の定める規定に従い、ブロック内の県協議会との連携を図り、必要な事業を行う。

（県協議会）

第16条 県協議会は、各県等の指導者協議会の定める規定に従い、県等内における指導者の連携を図り、指導技術向上等の事業を行う。

（活動費）

第17条 ブロック協議会および県協議会の活動費については別に定める。

（事務局）

第18条 指導者協議会の事務を処理するため、事務局を協会のスポーツ推進部に置く。

附則

1 この規程は、平成21 年度4 月1 日から施行する。

2 この規程は、平成22 年5 月10 日から施行し、同年5 月11 日から適用する。[第6 条の各事業部会の代表者]の部分を削除。

3 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日（平成23 年12 月1 日）より施行する。

4　この規程は、平成27年3月3日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| ブロック名 | 県 等 名 |
| 北 海 道 | 北海道（札幌市を含む） |
| 東　北 | 青森県・岩手県・宮城県・仙台市・秋田県・山形県・福島県 |
| 関　東 | 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県（さいたま市を含む）・千葉県（千葉市を含む）・東京都・神奈川県（相模原市を含む）・横浜市・川崎市・山梨県 |
| 北 信 越 | 新潟県（新潟市を含む）・富山県・石川県・福井県・長野県 |
| 中部・東海 | 岐阜県・静岡県（静岡市・浜松市を含む）・愛知県・名古屋市・三重県 |
| 近　畿 | 滋賀県・京都府（京都市を含む）・大阪府（大阪市・堺市を含む）・兵庫県（神戸市を含む）・奈良県・和歌山県 |
| 中 四 国 | 鳥取県・島根県・岡山県（岡山市を含む）・広島県（広島市を含む）・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県 |
| 九　州 | 福岡県（福岡市・北九州市を含む）・佐賀県・長崎県・熊本県（熊本市を含む）・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県 |